

私立学校施設災害復旧事業Q & A

Q1 このたびの震災により崖が崩れグラウンドの土砂が流出（又は流入）、液状化、亀裂、陥没等の被害が生じているが、災害復旧事業の対象とすることは可能か。

(答) 被災したグラウンドの復旧も災害復旧事業の補助対象としています。

私立学校施設災害復旧事業では、激甚災害を受けた私立学校の用に供される建物、工作物^{*}、設備のほかに、グラウンドなどの土地^{*}の復旧に要する経費についてもその2分の1を補助することができます。

※ 補助対象となる工作物及び土地の例

工作物：野球場バックネット、鉄棒、遊具、プール、自転車置場、温室等

土地：テニスコート、花壇（樹木を除く）、排水溝、法面等

Q2 このたびの震災により教育研究装置や設備が破損したが、災害復旧事業の対象とすることは可能か。

(答) 被災した教育研究用装置・設備の復旧も災害復旧事業の補助対象としています。

私立学校施設災害復旧事業では、激甚災害を受けた私立学校の用に供される建物、工作物、土地のほかに学校の備品台帳に登載されている教育研究装置・設備^{*}の復旧に要する経費についてもその2分の1を補助することができます。

※ 補助対象となる設備（教育研究用装置・設備）の例

コンピューター、サーバー、その他の電子機器、学内LAN装置、電子顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器 等

Q3 このたびの震災により机、椅子及び書棚等が破損したが、災害復旧事業の対象とすることは可能か。

(答) 被災した机、椅子及び書棚等の復旧も災害復旧事業の補助対象としています。

私立学校施設災害復旧事業では、激甚災害を受けた私立学校の用に供される建物、工作物、土地のほかに学校の備品台帳に登載されている校具、教材、教具、机、椅子、書棚等の設備^{*}の復旧に要する経費についてもその2分の1を補助することができます。

※ 補助対象となる設備（校具、教材、教具、机、椅子等の物品）の例

備品台帳に登載されているものであって、机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、給食調理機械器具及び食器等並びに授業に用いる諸機械、車両及び用具（農業、農学及び畜産学等に関する学部・学科に属する場合の動物を含む。）等

Q 4 このたびの地震に伴い、蔵書が破損したが、災害復旧事業の対象とすることは可能か。

(答) 被災した図書の復旧も災害復旧事業の補助対象としています。

私立学校施設災害復旧事業では、激甚災害を受けた私立学校の用に供される建物、工作物、土地のほかに学校の備品台帳に登載されている図書、楽器、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー等）、給食調理機械器具及び食器等の設備の復旧に要する経費についてもその2分の1を補助することができます。

Q 5 築後相当年数経過した被災校舎の災害復旧において、補修復旧として採択されたものを改築することは可能か。

(答) 採択された補修復旧の対象面積を減ずることなく改築復旧を行う場合、採択金額を上限に補助対象とすることができますが、残りの経費は法人負担となります。

※ 採択例[補修復旧:5,000延㎡、補助対象金額:400百万円(採択金額:200百万円)]

- ・新築復旧 5,000延㎡、事業金額 800百万円として事業実施の場合
⇒ 補助対象金額:400百万円(採択金額:200百万円)、補助対象外金額:400百万円
- ・新築復旧 6,000延㎡、事業金額 960百万円として事業実施の場合
⇒ 補助対象金額:400百万円(採択金額:200百万円)、補助対象外金額:560百万円
- ・新築復旧 2,500延㎡、事業金額 400百万円として事業実施の場合
⇒ 対象面積を減じた場合は全て補助対象外

Q 6 災害復旧事業では被災したものを原形に復旧することが原則とされているが、導入後相当年数が経過し、新たに同じものを購入することができない設備等の復旧の場合、どのように取扱うのか。

(答) 原形に復旧することが困難な場合等の災害復旧については、被災前のものの効用を復旧するため同等の機能の設備を導入することによる復旧についても補助することができます。

Q 7 導入後相当年数が経過した被災設備の災害復旧において、被災した設備よりも高機能なものを導入することは可能か。

また、修理による復旧として採択されたものを新規購入することは可能か。

(答) 採択金額を変更せず高機能のものを導入するなど規格を変更する場合、採択金額を上限に補助対象とすることができますが、残りの経費は法人負担となります。

また、修理による復旧として採択されたものを新規に購入し、その差額を自己負担する場合も採択金額を上限に補助対象とすることができますが、残りの経費は法人負担となります。

Q 8 被災した設備の更新は、現在募集中の当初予算の事業（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助、私立大学等研究設備整備費補助、私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費）又は災害復旧事業のいずれの事業に応募すればよいのか。

(答) 災害復旧事業として応募してください。

当初予算の事業は、予算の制約があり採択に至らない場合もありますが、災害復旧事業として応募があったものについては、被災が認められ更新の必要があることを確認できるものは全て対象とすることが可能です。

なお、両方の事業に同時に応募しておくことも可能ですが、補助対象とできるのはいずれかの一方の事業のみです。

Q 9 東北地方以外の地域の学校は災害復旧事業の対象とすることができないのか。

(答) 立地地域にかかわらず災害復旧事業の補助対象とすることができます。東北地方はもとより東日本大震災で被災した学校については、全国が補助対象です。

東日本大震災とは、次の①及び②による災害及び、激甚災害制度上、次の③、④及び⑤による災害も含み、これらを全て一連の災害として取り扱うこととしています。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震
- ② ①に伴う原子力発電所の事故
- ③ 平成 23 年 3 月 12 日に長野県北部で発生した地震
- ④ 平成 23 年 3 月 15 日に静岡県東部で発生した地震
- ⑤ ①、③及び④の余震

Q10 応急仮設校舎や園舎は災害復旧事業の対象となるのか。

(答) 応急仮設校(園)舎の建設費も、災害復旧事業の補助対象となります。詳細については、交付要綱ができ次第、お知らせします。

Q11 事業募集の時期など今後の事務手続きはどのようになっているのか。

(答) 現在、事務手続きの簡素化について調整中であり、調整が整い次第5月末を目途に復旧事業計画書の提出依頼の文書を発出する予定です。

復旧事業計画書の提出期限は当面、定めずに随時受付を行い、取りまとめが完了したものから順次、事業計画書に基づき現地調査又は机上調査を経て採択事業を決定する予定です。

なお、上記の復旧事業計画書について当該事業が激甚災害による被害であるかどうか、また被災施設を原形に復旧(原形復旧が困難な場合は被災前のものの効用を復旧)するための費用であるか等について、原則として地方財務局の立会の上、現地調査又は机上調査を行い、これらに該当するものを補助対象として採択します。

3月23日及び4月11日の文部科学省私学助成課の事務連絡のとおり学校施設の被災直後の被害状況が分かるような写真や業務日誌などの関係資料等を保存しておくことが必要ですが、それらが十分保存されていない場合は、同課にご相談ください。